

国空航第1548号
国空機第1557号
平成29年10月6日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

小型航空機の運航の安全確保及び特定操縦技能審査実施細則等の改正について

運輸安全委員会が東京都調布市における小型飛行機墜落事故の航空事故調査報告書を公表し勧告を行ったことを受け、本年7月18日付で貴団体等に対し、当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書（国空航第1261号・国空機第1155号）を発出したところですが、本年9月25日に開催された第三回小型航空機等に係る安全推進委員会において、小型航空機の操縦士に対する確実な周知徹底及び理解促進を図るため、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布し、特定操縦技能審査の機会をとらえ理解を確認することとなりました。

これを受け、今般、公益社団法人日本航空機操縦士協会及びNPO法人AOPA-JAPANの協力を得て、離陸重量等の出発前の確認の確実な実施並びに飛行規程の遵守及び非常事態への備えに関するリーフレット（別添1）を新たに作成するとともに、特定操縦技能審査に関する実施細則及び口述ガイダンスを改正（別添2）して当該リーフレットの内容を重点的に審査することとしましたので、貴団体等におかれましては、以下についてご対応願います。

（1）傘下会員及び関係団体等にリーフレットの内容を確実に周知徹底するとともに、安全講習会、研修などあらゆる機会を通じて、小型航空機の操縦士に対し広く当該リーフレットを配布し同内容の理解促進を図ること（当該リーフレットは、航空局ホームページ（http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000061.html）より入手可能）

（2）本件については別途、操縦技能審査員あて別添3のとおり通知しているところですが、遅くとも施行日である本年12月1日より、改正された実施細則及び口述ガイダンスに基づき特定操縦技能審査が確実に実施されるよう、傘下の操縦技能審査員に対してリーフレット及び当該改正内容を周知徹底すること